

# 運送事業者等の皆様へ

## 壬生町原油価格高騰対策運送事業者等支援金

原油価格高騰により影響を受けている運送事業者等に対し支援金を交付します。

- 【支給対象】①町内に本社又は営業所を有し、令和4年3月31日以前から貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客運送事業、自動車運転代行業を行っている中小・小規模事業者で今後も町内で事業を続ける意思のある事業者  
②使用者の住所が壬生町内になっていて、車検の満了期限が令和4年4月1日以後の事業用貨物自動車、事業用軽貨物自動車、事業用乗用自動車、自動車運転代行業においては随伴用車両

【支給額】	事業用貨物自動車1台当たり	20,000円
	事業用軽貨物自動車1台当たり	5,000円
	事業用乗用自動車1台当たり	10,000円
	随伴用乗用自動車1台当たり	10,000円
	随伴用軽乗用自動車1台当たり	5,000円

【申請受付期間】令和4年10月3日（月）～令和4年12月28日（水）まで  
受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

【申請方法】 役場商工観光課まで持参してください。

※ ただし、国や県の原油価格高騰等の補助金を受けている場合は申請の対象とはなりませんのでご注意ください。

お問合せ先（宛先）

〒321-0292

栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲 3841-1 壬生町役場商工観光課商工振興係

電話：0282-81-1845

受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

※ 詳細は、[交付要領](#)及び[町ホームページ](#)をご確認下さい。